

佐賀県海洋再生可能エネルギー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県の唐津市加部島沖が国の「実証フィールド」として選定されたことから、今後は、国と連携し、「実証フィールド」の運営・管理などのソフト面やインフラ整備などのハード面の整備を進めるため、佐賀県海洋再生可能エネルギー推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる内容等を審議し、国の取組方針を見据えた有効な対策をとりまとめる。

- (1) 「佐賀県海洋再生可能エネルギー協議会」で漁業協調、地域振興を目指すための有効な対策としてとりまとめた「佐賀県プラン」の着実な実行を目指す。
- (2) 「実証フィールド」の管理運営
- (3) 漁業協調、産業創出等地域活性化策について
- (4) 「実証フィールド」に関する情報共有

(組織等)

第3条 推進協議会は、会員10人以内で組織する。

- 2 会員は、知事が任命する。
- 3 推進協議会に会長を置き、会員の中から互選により選任する。
- 4 会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 5 会長に事故があった時は、会長があらかじめ指定した会員がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 推進協議会の設置期間は、この要綱の施行の日から第2条に掲げる事務が終了する日までとする。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、会員以外の者をアドバイザーとして推進協議会に出席させることができる。
- 4 会長は、必要に応じてオブザーバーを招聘することができる。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、佐賀県農林水産商工本部新エネルギー課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日より施行する。